

こども大綱の基本的な施策に係る これまでの議論

※「こども政策の推進に係る有識者会議 報告書」、「こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書」等の記載事項を整理したもの。

本日の部会で御議論いただきたいポイント

1. こども・若者が社会生活を営むに当たって、各ライフステージ(※)はどのような意味をもつ時期なのか、その時期を充実したものとすることはどのような点で重要なのか。
2. 各ライフステージの意味を踏まえると、それぞれのライフステージにおいてこども施策に取り組むに当たっては、どのような点に留意する必要があるか。
3. 各ライフステージにおいて進めるべき基本的な施策とは何か。

※子供・若者育成支援推進大綱(令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)においては、乳幼児期:義務教育年齢に達するまで、学童期:小学生、思春期:中学生からおおむね18歳まで、青年期:おおむね18歳からおおむね30歳未満まで、とされている。

(参考1) 経済財政運営と改革の基本方針2023について(令和5年6月16日閣議決定)

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・子ども政策の抜本強化

(子ども大綱の取りまとめ)

常に子どもや若者の視点で子どもや若者の最善の利益を第一に考える「子どもまんなか社会」を実現するため、子ども基本法に基づき、幅広い子ども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める子ども大綱を年内を目途に策定し、子ども家庭庁が「子どもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体で子ども施策を強力的に推進する。

子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもや若者の権利を保障し、国や地方公共団体の政策決定プロセスへの子どもや若者の参画、意見の反映促進、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。このため、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」を策定し、全ての子どもの育ちに係る質を保障する取組を強力的に推進するほか、職員配置基準の改善も見据え、保育人材の確保の強化と現場の負担軽減を図るとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組む。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進する。「子どもの居場所づくりに関する指針(仮称)」を策定し、多様な子どもの居場所づくりや子どもと居場所をつなぐ仕組みを構築する。流産、死産を経験された方への相談支援、産後ケアの人材育成、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査、乳幼児健診を始めとする母子保健対策の推進、予防のための子どもの死亡検証(CDR)など、産前産後の支援を充実するとともに、子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入や子どもが安全・安心に成長できる環境の構築に取り組む。希望する人の結婚支援(伴走型のマッチング支援等)及び妊娠・出産支援を始め地方自治体等が行う取組を強力的に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充するとともに、ライフプラン研修等を行う事業者を支援する。

誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、子どもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。このため、子ども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、子ども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、子どもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。また、就業支援や養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流の推進などひとり親支援の推進、子ども食堂、子ども宅食・フードバンク等への支援を始めとした、子どもの貧困解消や見守り強化を図るほか、食育を推進する。子どもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のある子どもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有する子どもの地域の支援基盤の強化を図る。さらに、子ども政策DXを推進する。

子ども・子育て政策の抜本強化に向け、縦割りを超え、多様な施策と子ども政策との連携を図る必要がある。このため、少子化時代における質の高い公教育の再生の強力的な推進を図る。学校給食無償化の課題整理等を行う。また、子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「子どもまんなかまちづくり」を推進するとともに、移動しやすい環境整備など公共交通・観光、公共インフラ等の面での気運醸成を強力的に進める。

(参考2)第1次報告書・第2次報告書について

○こども政策の推進に係る有識者会議第8回 小倉大臣発言(令和5年3月15日)

(前略)

今回の会議も全て参加をさせていただきましたけれども、それぞれのお立場から本当に真剣にこどもたちのことを考え、的確な御意見をいただいたと思います。その上で、この報告書につきましても、こどもや若者に伝わるようなそういう形で発表、発信をしてほしいと、このような御意見もたくさん頂戴をいたしました。今日のこの会議だけでも本当に皆様方、熱意というか、こどもに対する真剣な思い、まなざし、これがこどもや若者たちに伝わるだけでどれだけ多くのこどもや若者が勇気づけられ、そして、この国の社会の未来に明るい気持ちを持つこと、希望を持つことになるのかなということを感じながら議論を聞かせていただいたところもございます。こども家庭庁準備室、こども家庭庁としても、どのように発表したら、発信したら、こどもや若者たちに皆様方の情熱、思いが伝わるか、しっかり工夫をしてみたいなというように思っております。

今回、取りまとめをいただいた第2次報告書、そして、第1次報告書の内容も踏まえ、こども家庭庁創設後にこどもや若者、子育て当事者などの関係者の方の意見を踏まえながら、今年の秋の策定を予定しておりますが、こども大綱の検討をしっかり進めてまいりたいと思っております。

(参考3)こども大綱の枠組み(案)について

※第3回基本政策部会資料3-1より(第3 基本的な施策の項目について一部修正。)

第1 はじめに

- (1)こども・若者や子育て家庭を取り巻く現状
- (2)こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

○こども基本法の下でこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の姿を、主語を「こども・若者」として、こどもや若者の視点で提示。

第2 基本的な方針

○国は、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、今後5年間、こども基本法や以下の方針に基づき、こども施策を総合的に推進する。

- (1)こども・若者を意見表明と自己選択・自己決定の主体として認識し、その人格・個性を尊重する
- (2)こどもや若者、子育て家庭の視点を尊重し、その視点に立って考える
- (3)こどもや若者、子育て家庭のライフステージに応じて切れ目なく対応していく
- (4)全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こども・若者の現在と将来が虐待・貧困などその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- (5)仕事や結婚、子育てに希望を持つことができ、その希望をかなえるようにする
- (6)施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

第3 基本的な施策

- (1)幼児期まで
- (2)学童期
- (3)思春期
- (4)青年期
- (5)各ライフステージに共通する事項等

○こどもが乳幼児期から学童期、思春期を経て、若者として社会生活を送り、やがて、自らも家族を持ち、こどもを産み育てることやこどもとの生活を始める当事者世代となるライフステージに沿って提示。

○こども・若者の主体的な選択を尊重。とりわけ、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、これらについての多様な価値観・考え方を尊重することが大前提。

(参考3)こども大綱の枠組み(案)について

※第3回基本政策部会資料3-1より引用(第3 基本的な施策の項目について一部修正。)

第4 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者の意見反映

- こどもや若者、子育て当事者の視点に立った調査研究の充実
- 様々なデータ・統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者の権利利益の保護に十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善
- 様々な手法を組み合わせ、声を挙げにくい状況にあるこどもを含め、様々なこども・若者の意見を聴き、政策に反映する
- こども・若者や子育て家庭の意見を政策に反映させる取り組みを継続的に行うとともに、それに必要な体制整備を図る

第5 施策の推進体制等

- こども大綱の進捗をこども家庭審議会において点検・評価・公表し、その結果を踏まえ、毎年、こども政策推進会議において、こども大綱に盛り込まれた具体的な施策を改定し、関係省庁において実行するなど、大綱の期間内においても継続的に施策の点検と見直しを図る

別添1 施策の具体的内容

- 上記第3で示した方向性の下での具体的施策を記載
- 毎年、こども政策推進会議で改定した上で、関係省庁の概算要求等に反映させる

別添2 成果目標、指標

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(1) 幼児期まで

(幼児期までのこどもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上)

- こどもの誕生前から乳幼児期は、こどもが生涯にわたるWell-beingの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るためにも、社会全体にとっても、極めて重要な時期。また、米国における研究では、良質な就学前教育への参加により将来の所得向上や生活保護受給率の低下につながったことが示されているなど、幼児教育・保育の「質」は長期にわたって影響を与えることがわかっている。
- そのため、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含め、大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方を「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」として策定し、これに基づき、社会の認識の転換を図りつつ、政府全体の取組を推進する。これにより、各専門性に基づく施策や取組とあいまって、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等にかかわらず、こどもの誕生前から乳幼児期の育ちをひとしく保障する。
- 幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、幼児教育・保育の確保と質の向上を図ることを通じて、障害を有するこどもや外国につながるこどもなど、特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていく。また、幼児教育と小学校教育の接続の改善を図る。
- さらに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実していくことも検討する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の利用につなげていく。
- なお、「(4) 青年期」等において整理している子育て支援に係る基本的な施策は、幼児期までのこどもの育ちを保障するための「こどもの育ち」そのものの支援としても重要であり、これらの取組も含めて整理していくことが必要。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(2) 学童期

(全てのこどもたちの可能性を引き出す学校教育の充実)

- こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安心して安全に過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、学校生活を更に充実したものとすることが重要である。
- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0」時代にあつて、障害のあるこどもや外国人のこども、不登校児童生徒を含め一人ひとりのこどもが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、学校教育における取組が進められている。「令和の日本型学校教育」の構築に向けては、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、これまで日本の学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障、を学校教育の本質的な役割として継承していくとともに、取組を着実に進めていく。また、全てのこどもが、良好な環境の中で、健やかで安全・安心に育つことができるよう、学校・家庭・地域等の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが重要であり、ICT等も活用して学校における働き方改革を進めつつ、学校が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていく。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(2) 学童期

(居場所づくり)

- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態 (Well-being) で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要である。
- 共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」の解消はもとより、全てのこどもにとって、自分自身のあるがままを認めて受け容れてくれる安全で安心できる「居場所」が多くあることが極めて重要である。こうした「居場所」は、様々な地域の人とつながる中でロールモデルとなる大人と出会ったり、文化に触れることができる貴重な場であるとともに、こどもが抱えている課題の早期の発見や支援につなげることもできる。内閣府の調査によれば、「ほっとでき、居心地が良い居場所」を多く持つこどもほど、自己肯定感、生活の充実感、社会貢献意欲、将来への希望といった自己認識が前向きであるという相関がみられる。こどもが、アクセスがしやすく、様々な人とつながり、触れ合い、社会性や豊かな人間性を育めるとともに、学習支援や体験の機会等を得ることができ、また、困難に直面した時には支援を求めることができるような様々な居場所を増やしていく。
- 居場所は、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など、様々な考えられるが、そのいずれもが保護者以外の信頼できる大人と接する身近な地域の拠点であり、こどもや若者があるがままに受け入れる心の拠り所としての役割を担っており、様々な形態の多くの居場所が提供されることが重要である。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(2) 学童期

(こどもの安全を確保するための環境整備)

- 性被害などの犯罪被害を受けて一生に残る傷を負うこどもの事件やこどもが生命を失うような事故が後を絶たず、こどもの生命・安全を脅かす深刻な状況がある。特に、保育・教育の現場においてこどもが信頼をしている者から性犯罪を受ける事件が起きているが、このようなこどもを深く傷つけ一生にわたる影響を与える犯罪被害は、断固として許されるものではなく、決してあってはならない。こどもの生命を守り、犯罪被害や事故からの安全を確保することは、全てのこどもが健やかに育つための大前提である。関係行政機関が行う取組を連携させ、全体として整合性を取りながら強力に推進する。

(こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

- インターネットは、デジタル社会において有用で欠くことができないツールである。一方、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもが閲覧するには望ましくない情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。低年齢化や利用の実態を踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、有害な情報を閲覧する機会を減少させるための環境整備に取り組む。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(2) 学童期

(いじめ・不登校対策)

- いじめは、いじめを受けたこどもの心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、重大ないじめ問題への対応が最重要課題の一つであることは論を俟たない。また、令和3年度の小中高等学校における不登校児童生徒数は過去最多となっており、その要因は「無気力、不安」や「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業の不振」「教職員との関係をめぐる問題」など多様である。不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、こどもの視点も含めて要因や状況をとらえ直し、家庭も含めて支援を行う。こうした課題に対し、学校は、いじめを許さないなどこどもが安心して教育を受けられ、かつ楽しく通える魅力あるものとなる必要がある。加えて、いじめ・不登校など学校に関してこどもが抱える課題は、様々な要因が密接に関連している。被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は困難であることも多く、SC(心理職)やSSW(福祉職)を交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じる。他方、SCやSSWについては、配置人数や時間の地域差や学校差が大きく、また、その役割が学校や教員に必ずしも十分に理解されていないこともあるため、現状では予防、早期発見・早期対応や、関係機関等との連携が困難な場合があるとの指摘もある。全てのこどもが必要な心理的・社会的支援(予防、早期発見・早期対応、効果的な事案対処)を受けられるようにするため学校と、福祉や医療など様々な関係機関が連携してこどもを支援する体制を整備する。
- いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生している。いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめの問題に取り組まなければならない。いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進などいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じる。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。その際、こども家庭庁、文部科学省を中心とする関係府省間での連携・協力を進め、総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。
- 令和5年4月から、いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁で情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(3) 思春期

(自らの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

- 乳幼児期から学童期、思春期に至る時期は、生涯にわたる健康の基盤となる心身を育む重要な時期であり、こどもが、自らの発達段階に応じて、心身の健康、性やパートナーシップに関する正しい知識とそのこどもに合ったサポートを得られることが重要である。こころの問題の多くが10代に顕在化する一方で、多くのこどもは診断や治療を受けていない。また、WHOの児童思春期のメンタルヘルスに関する報告によると精神疾患の半数は14歳以前に発症しており、思春期におけるメンタルヘルスは最も重要な課題である。こうした現状を踏まえ、こどもの心の不調を定期的にチェックする仕組みや、こどもの心の不調に対応できる医師やカウンセラーを増やす取組を進める。また、こどもを支援する際には、こども・家族・関係者など、こどもとこどもを取り巻く全ての人に「トラウマがあるかもしれない」という視点を持って対応する(トラウマインフォームド・ケア)。こどもに対するメンタルヘルス教育など、こども自身がSOSを出したり、セルフケアできるようにするとともに、こどもとその周囲(家族・学校・地域社会)に対して、トラウマインフォームド・ケアの知識と実践の普及を図ることが重要である。こども・若者にとっては、自らの身体や性の悩みに関して、医療機関(婦人科や泌尿器科など)を受診することは心理的なハードルが高く、気軽に相談したり悩みを受け止めてもらえる場や必要なサポートが少ない現状にある。妊娠や出産、妊娠への不安、不妊治療、性暴力などに直面した際に適切に対応できるよう、思春期頃からのプレコンセプションケアを推進するとともに、性の悩みを抱えるこども・若者への相談支援や情報提供、伴走型の支援を充実させる。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(3) 思春期

(自殺対策)

- 自殺の要因は家族関係の問題や学業面での問題など様々かつ複合的である。こどもが「相談する力」を身につけられるような支援を行うとともに、多様な相談体制の充実を通じてこどものSOSの早期発見に努める。

(非行少年を生まない社会づくりや立ち直り支援)

- 非行は、成育環境の課題、心理面での課題、学校不適應、発達障害などの様々な要因が時に複合的に重なり合って表われるものである。家庭、学校、地域の関係機関・団体が連携し、重層的なアプローチが必要との視点にたつて、非行少年を生まない社会づくりや非行少年の立ち直り支援を進める。

(ヤングケアラー対策)

- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、こども本人に自覚がないなどの場合もあり、顕在化しづらい。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。また、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、世帯全体を支援する視点を持って福祉サービス等の利用申請の勧奨やケアプラン等の作成を行う。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(4) 青年期

【思春期から青年期】

(思春期から青年期への移行期にある若者への支援)

- 思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が、自立し社会で活躍することができるようになるためには、経済的な基盤を築くことが重要である。若者にとって働く場は、収入を得るだけでなく、成長や自己実現の場でもある。また、乳幼児期や学童期・思春期における課題の影響により、若者期にニートやひきこもりといった困難を抱える若者がいる。若年層の非正規雇用者比率は低下傾向にあるものの、ニートの割合は依然として低下していない。趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅や自室から外出しない若者が相当数存在しており、その期間も長期化している。若者の自立や社会参加に向けた取組を充実させる。

(大学教育等の充実)

- 高等教育段階においては、大学等に進学する学生が、組織的・体系的な質の高い教育を受けられるよう引き続き取り組む。
- 大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、学生の主体的な学修を重視し、質の高い教育の展開を支援する。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用の在り方を学ぶ機会を増やす。さらに、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための生涯学習の取組を促す。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(4) 青年期

【就職・仕事】

(若い世代の所得を増やす)

- 若い世代が意欲と能力に応じて働くことができ、自らの人生を自ら選択できるようにすることが重要である。
- また、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすること、すなわち「若い世代の所得を増やす」ことが必要である。
- このため、こども・子育て政策の範疇を越えた大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「質の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」(成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる)と「賃金と物価の好循環」(企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される)という「2つの好循環」の実現を目指す。
- また、「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択、労働移動が、企業と経済の更なる成長につながり、構造的賃上げに資するものとなるよう、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する。
- さらに、賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用の方々の正規化を進める。
- また、全国どの地域に暮らす若者・子育て世代にとっても、経済的な不安なく、良質な雇用環境の下で、将来展望を持って生活できるようにすることが重要であり、引き続き、地方創生に向けた取組を促進する。特に、地方において若い女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、未来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(4) 青年期

【結婚】

(若い世代の結婚の希望が、希望する年齢でかなうような環境の整備)

- 我が国の少子化の原因として、特に未婚化・晩婚化(若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇)の影響が大きいと言われており、現在、18歳～34歳の未婚者の8割以上が「いずれ結婚するつもり」と考えている一方で、婚姻件数の減少、未婚率は上昇している。
- 結婚をするかしないかは個人が選ぶ権利があることが大前提であるとの認識の下で、希望する若者がその希望を叶えることができるよう、若い世代の経済的基盤の安定に向けた取組や地方公共団体による結婚支援の取組に対する支援について、より効果的な形で一層充実させていく。
- 結婚の希望がかなえられない大きな理由の一つは「適当な相手にめぐり会わないから」であり、見合い結婚や職縁結婚が減少した中、多くの地方公共団体において出会いの場・機会の創出支援が行われている。今後、こうした取組をより効果的に行い、発展させていくことが必要であり、地元限定の利用にとどまらないより広域での支援、官民連携など、より効果的な結婚支援の在り方について検討する。
- また、若い世代の非正規雇用労働者の未婚率は、特に男性で正規雇用に比べて顕著に高くなっており、近年、男性が非正規雇用であることや収入が低いことと未婚の割合が高いこととの関係が強まっているとみられる上に、若者の初期のキャリアにより婚姻率に差があるというデータもある。これらを踏まえると、コロナ禍による状況の変化を見据えつつ、若い世代のキャリア形成を支援するとともに、若い世代の雇用の安定を図り、若い世代の男女が共に経済的基盤を確保できるよう取り組む。
- このほか、若い世代の男女の描くライフデザイン・結婚観が変わっている一方、労働市場が変わらないことが問題であり、古い価値観に基づく労働市場の改革、IT環境向上が必要である。また、若い世代の結婚や子育ての希望をかなえる観点から、結婚に至るまでのサポートに加えて、こどもを持ちたいと考える夫婦に対し、妊娠前からの夫婦で考える健康支援を行うことや、こどものいる生活のイメージ(家事・育児分担のイメージ)を持つことができるための支援を行うといった観点も重要であり、必要な支援について検討する。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(4) 青年期

【妊娠から出産】

(妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実)

- 妊娠・出産に関する正しい情報を得る機会や気軽に相談できる場所が不足しており、若者に対し、妊娠の希望の有無にかかわらず、早い段階から妊娠・出産のための健康管理などに必要な情報を提供する機会や相談体制を充実させる。また、2022年度から保険適用された不妊治療については、希望する人が適切に治療を受けられるよう、相談支援などの体制整備を行う。妊娠・出産に要する費用については、これまでも公的な支援の拡充が図られてきているが、経済的負担の更なる軽減を求める声もなお根強くある。また、母子保健法に基づく支援は、妊娠届が提出され、行政機関が妊娠している者を把握することにより必要な支援が行われるが、妊娠に困難や悩みを抱え、妊娠届を提出しない場合には、支援を受けられないまま出産に至るというケースもある。特に、虐待や貧困などの複合的な要因を抱え、居場所がない若年妊婦を支援するための居場所確保が急務であるが、制度のはざまに置かれ、居場所の確保が困難な状況にあり、若年妊婦のための制度や支援を整備する。

(妊産婦やこどもの医療)

- 妊産婦やこどもの医療については、成育医療等基本法に基づく基本的な方針等に基づき、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、こどもが心身ともに健康で育っていく環境を整備していくため、保健、教育、福祉等幅広い関係分野との相互連携を図り、総合的な取組を推進していく。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(4) 青年期

(妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援)

- 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援において重要な役割を担う子育て世代包括支援センターについては、全国の市町村で整備が進められてきたが、令和6年度からは、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、引き続き、支援の切れ目やはざまが生じない、継続的な支援を提供できる体制を構築する。また、支援を必要とする全ての産婦が、全国どこに住んでいても、産後うつ等の心身のケアや育児のサポート等の産後ケアを受けられるようにする。
- 就労状況にかかわらず、子育て当事者の心身の負担を軽減するためのきめ細やかな支援を充実させ、子育て当事者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整えることが必要である。
- 「出産・子育て応援交付金」について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの「伴走型相談支援」とともに着実に実施する。また、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(4) 青年期

【子育て】

(子育てや教育に関する経済的負担の軽減)

- 夫婦に尋ねた理想的なこどもの数は長期的に低下傾向にあり過去最低を更新している中、理想のこどもの数を持たない大きな理由の一つが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。子育てや教育に関する経済的負担を軽減することは、こどもに質の高い教育の機会を保障するとともに、少子化対策としても重要である。これまでも、幼児教育・保育の無償化や大学生等への修学支援などが実施されてきているところであるが、本年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針に沿って、ライフステージを通じた経済的支援の更なる強化や若い世代の所得向上に向けた取組を着実に進めていく。

(地域子育て支援)

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、保護者自身も、こどもができるまで、乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに親になることが増えている。保護者が子育てについての責任を有していることを前提としつつ、地域の中での子育てが支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の量的拡充と質的改善を図る。その際には、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や情報提供を行うとともに、こどもにとって安全・安心な環境を整え、地域の人材を活かしていくことが重要である。

(家庭教育支援)

- 保護者が家庭において基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者自身の経験に基づくだけでなく、SNSの進展など時代の変化に伴い必要となる知識を保護者自身が学んでいけるよう支援する。また、家庭教育への支援を通じて、保護者が、子育ての意義についての理解が深められ、喜びを実感できるようになることが重要である。その際、様々な子育て支援施策との更なる連携が不可欠であるため、教育部局と福祉部局の連携を更に促進する。特に、不安や悩みを抱えながらも、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭には、福祉部局と十分に連携しながらアウトリーチ型の支援を届ける。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(4) 青年期

【子育てと仕事】

(女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備)

- 共働き世帯は増加を続けており、今や全世帯の約3分の2が共働き世帯となる中、子育てしながらキャリアアップを目指す女性や家事・子育てに関わりたくないという男性が増えている。一方で、夫が家事・育児を担っていない場合に、夫が望んでも妻が子どもを持つことに賛成しないことが多いことが指摘されている。また、妻の就業の有無にかかわらず、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は妻と比べて極めて短い現状にある。働き方改革を進めるとともに、夫の家事・育児への参画を促進することにより、女性に一方的に負担が偏る「ワンオペ育児」の状況を解消し、性別にかかわらずキャリアアップと子育てを両立できる環境整備を進める。

(共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの参画の促進・拡大)

- ライフステージを通じた経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組、こども・子育て支援の拡充、共働き・共育てを支える環境整備などを一体として進め、若者・子育て世帯の所得を増やすことで、経済的な不安を覚えることなく、若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていく。
- 少子化には我が国のこれまでの社会構造や人々の意識に根差した要因が関わっているため、家庭内において育児負担が女性に集中している「ワンオペ」の実態を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会を作らなければならない。
- このため、これまで関与が薄いとされてきた企業や男性、さらには地域社会、高齢者や独身者を含めて、皆が参加して、社会全体の構造や意識を変えていく必要がある。
- また、企業においても、出産・育児の支援を投資と捉え、職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるようにしていく必要がある。この点については、特に、企業のトップや管理職の意識を変え、仕事と育児を両立できる環境づくりを進めていくことが重要である。同時に、育児休業制度自体についても、多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化するとともに、職場に復帰した後の子育て期間における「働き方」も変えていく必要がある。
- 男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、企業において就労環境や企業風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組が充実し、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性が家事・子育てに主体的に参画することを社会全体で後押ししていく。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(5) 各ライフステージに共通する事項等

【創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援】

- こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、応援することが重要である。
- 具体的には、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、英語等によるコミュニケーション能力等を培う教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ等を推進し、グローバル社会で活躍できるよう、また、ESD※を推進し、持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、応援する。

※Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。

【多様な体験活動の機会づくり】

- 社会や大人がこどもの安全を守りつつ、こどもが自発的に様々な体験や学びを得られる遊びの機会や場を保障していくことが重要である。
- こどもの頃の様々な体験活動は、自尊感情、コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など、こどもが社会を生き抜く力を得るための糧となるものであり、こどもの人生を豊かにする基盤となる。家庭の経済状況などに依らず、体験活動の機会に恵まれたこどもは自尊感情が高くなる傾向があるため、こどもの体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。体験活動がこどもの健やかな成長の「原点」であると改めて認識した上で、国や地方自治体、地域、園・学校、家庭、民間団体、民間企業等が連携・協働し、こどもが発達段階に応じて多様な体験・外遊びができるような機会を意図的・計画的に創出することにより、誰一人取り残すことなく、全てのこどもの体験の機会を充実させる。また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、体験活動と同様、家庭、地域、園・学校等における取組を推進する。
- また、幼少期から学童期、思春期を通して、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会や社会人との交流の場の提供、ライフデザインに関する意識啓発や情報提供に取り組む。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(5) 各ライフステージに共通する事項等

【こどもの人権・権利】

(こどもの人権・権利の周知)

- こどもや若者はもちろん、大人に対しても、こども基本法の内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容等についての普及啓発に、その認知度を把握しつつ取り組む。

(主権者教育の推進)

- 平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせるため、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係府省が連携し、小・中・高等学校等における学習指導要領に基づく指導の充実、大学等における周知啓発などの取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携による取組の充実を促す。

(こどもの可能性を狭める固定的性別役割分担意識の解消、固定観念の打破)

- 保護者や周囲の人、メディアからの固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念の押し付けに対して違和感を持ちながら育った若者は少なくない。こどもが、性別にかかわらず、進路選択をはじめ様々な可能性を拓けていくことができるよう、幼少期から大人になるまでの間に、保護者や周囲の人、学校、メディアなどが、固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けないための取組を進める。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(5) 各ライフステージに共通する事項等

【困難な状況にあるこども若者、家庭への支援】

(障害児支援の充実)

- 全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進することが重要である。このような観点等を踏まえ、障害や発達に課題のあるこどもへの支援は、一般の子育て支援との連続の中で行う。特に、医療的ケアが必要なこどもや様々な発達に課題のあるこども等について、医療、福祉、教育が連携して対応する。また、障害や発達の課題を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくことによりこども本人のみならず保護者やきょうだいの支援を図るとともに、放課後等デイサービス等学齢期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、関係者の連携の下、早い段階から行っていく。さらに、特別支援教育については、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。
- 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。こうした体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(5) 各ライフステージに共通する事項等

(児童虐待防止対策の更なる強化)

- 児童虐待への対応や予防に取り組むことは、目の前のこどもや家族を守るのみならず、虐待によってもたらされる様々な社会的損失を防ぎ、ひいては社会全体の未来を守ることにつながる。引き続き、児童虐待防止対策の更なる強化を図る。特に、「虐待は誰にでも起こり得ること」との認識の下、子育て支援に早期につなげるなどの虐待予防の取組を強化する。児童虐待相談等の増加に見合った児童相談所や市町村の更なる体制強化、要保護児童対策地域協議会の運用改善はもちろんのこと、児童相談所が措置を行う場合等において、こどもの権利が擁護され、こどもの最善の利益を保障するため、こどもの意見を聴く仕組みづくりを行う。また、虐待問題の解決のためには子育てで孤立し、悩む保護者への支援が必要不可欠であり、ハイリスク家庭への子育て支援や、虐待をしてしまう保護者への回復支援等を充実させる。

(こどもの貧困対策)

- 貧困の状況にある家庭では、様々な要因によりこどもの希望や意欲がそがれやすい。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえながら、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の連鎖を断ち切ることは、将来の社会福祉費用の増加を抑制し、社会に貢献する人材を育成することにもつながるものとも言える。そうした認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(5) 各ライフステージに共通する事項等

(社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実)

- 社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの関係機関の支援の充実等による社会的養護の受け皿の確保・充実、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。その際、こどもの声に耳を傾け、こどもの意見を尊重した改善に取り組む。

(社会的養護経験者や困難な状況に置かれた若者の自立支援)

- 施設や里親の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学や自立した生活を営む上において、家族からのサポートが期待できず、自立に向けた訓練やサポートの不足、保証人の問題などにより、様々な困難に直面している。また、社会的養護の経験はないが、支援や保護が必要であった若者も同様に様々な困難に直面している。こうした状況を踏まえ、社会的養護経験者に対する自立支援の充実はもとより、社会的養護経験者と同様に困難な状況に置かれた若者についても支援の対象として位置付け、寄り添い、伴走型の支援や、複合的な課題にも対応できる多職種・関係機関の連携による自立支援を進める。

(ひとり親家庭への支援)

- ひとり親家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したとらないといった状況がみられる。ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するためにはそれぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を実施する。ひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国のうち最も高くなっている現状※を直視し、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による積極的な相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。

※令和4年国民生活基礎調査(令和5年7月4日発表)に基づくひとり親世帯の貧困率は44.5%となっており、直近値で3.8ポイント改善。(OECD加盟国38か国のうち32位)

(在留外国人のこども・若者への支援)

- 在留外国人のこども・若者に対しては、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(5) 各ライフステージに共通する事項等

(包括的な支援体制づくり)

- 誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。

【こども・若者に関わる大人への支援】

(こどもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア)

- こども・若者への支援を行う担い手の人材確保や育成の充実を図るとともに、そうした担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりが重要となる。
- こどもの支援に携わろうとする人材が安心してキャリアパスを描けるような安定した雇用環境を整備するとともに、教育・心理・福祉といった様々な専門分野の人材の確保、専門性の向上を図る。また、地域における身近な大人や若者などボランティアやピアサポートができる人材などこどもの健やかな成長を支える多様な人材を確保・育成する。さらに、児童相談所や児童福祉施設の職員など、こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている支援者に対するメンタルケアに取り組むことも、こどもへの関わりへの質の向上につながるものであり、重要である。こうした専門人材についての常勤化を図ることにより、そのノウハウが継続して伝わるようにすることや、安定的にサポートが受けられるような体制を構築していく。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(5) 各ライフステージに共通する事項等

【子育てに係る手続・事務負担の軽減】

(DXを通じた制度の円滑な運用)

- ・ 制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携などを通じ、子育て世帯等の利便性向上や子育て関連事業者・地方自治体等の手続・事務負担の軽減を図る。

【支援を要する方々への行政のアプローチ、連携】

(必要な支援を必要な人に届けるための情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援)

- ・ 制度や支援があっても知られておらず利用されていなかったり、利用の手続きが複雑で分かりにくかったり、負担が大きく、利用を断念するといったケースが少なからずあることが指摘されている。必要な人に情報や支援が届くよう、こどもや子育て当事者が正確でわかりやすい情報に簡単にアクセスできるようにしたり、利用者目線に立って必要な情報がわかりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若者世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの利用者支援など、情報発信や広報の改善・強化を行う。また、地方自治体においては、地域における各種資源の認知度や利用状況についての実態把握を行い、情報や支援が届いていない場合は、その具体的な理由などを分析した上で必要な改善を行う。また、それでも情報に自らアクセスすることが困難なこども・若者や家庭に対しては、アウトリーチ型の支援を行ったり、申請手続きをサポートしたり、申請後も利用状況を定期的にフォローするような伴走型支援といったアプローチも行う。さらに、様々な手続きをワンストップで行うことができる窓口を整備したり、申請書類・帳票類の簡素化・統一化、手続きのオンライン化により、負担を軽減する取組を進めていく。

(こども・若者、家庭支援のためのデータ連携)

- ・ 先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。

こども大綱の基本的な施策に係るこれまでの議論

(5) 各ライフステージに共通する事項等

(関係機関・団体間の連携ネットワークの強化)

- 学齢期以降、こどもが長い時間を過ごすことになる学校には、学業成績の情報のほか、日々のこどもの様子や健康診断を通じた心身の健康に関する情報、SCやSSWを通じた課題を抱えたこどもの情報が集積している。要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会等の法的枠組みを活用し、学校と福祉関係機関、自治体の教育委員会や福祉部局、児童相談所等の関係者間の連携を強化するとともに、関係者のネットワーク化を進める。特に自殺などの重大な事案が発生した場合には、福祉部局などの関係機関と連携してその原因を徹底的に究明し、一層の連携強化に向けた不断の検討を推進する。
- 子ども・若者育成支援推進法の要請に応え得る体制整備が地域においてなされるよう、国において子ども・若者支援地域協議会と子ども・若者総合相談センターの設置促進と機能強化のための取組を抜本的に強化する。また、これらの枠組みを、要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援法の枠組みなどと連携させ、多職種連携により支援力を強化する。

【こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革】

(「こどもまんなかまちづくり」、住宅支援の強化)

- こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。その中で、理想のこども数を持たない理由の一つとして若い世代を中心に「家が狭いから」が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

(社会全体の意識改革)

- こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める。